

次期京都市環境基本計画策定及び個別計画中間見直し 並びに京都市地球温暖化対策条例改正について

皆様からの御意見を募集します

- ・京都市環境基本計画2026-2030（次期計画案）
 - ・京都市地球温暖化対策条例（改正案）
　京都市地球温暖化対策計画2021-2030
 - ・京都市生物多様性プラン2021-2030
 - ・京・資源めぐるプラン2021-2030
- } (中間見直し案)

募集期間：令和8年1月5日（月）～令和8年2月4日（水）

意見募集内容について

本市では、京都市環境基本計画及び3つの個別計画（京都市地球温暖化対策計画、京都市生物多様性プラン、京・資源めぐるプラン）を策定し、環境政策の推進を図っています。

この度、次期京都市環境基本計画の策定及び3つの個別計画の中間見直しを行うことから、市民の皆様から御意見を募集します。

また、京都市地球温暖化対策条例における温室効果ガス排出量の削減目標に係る改正案について、併せて御意見を募集します。

意見提出方法について

次のいずれかの方法により御提出ください。

① 意見募集フォーム

右の二次元コード又は京都市公式ホームページ（京都市情報館）から御提出ください。

② メール kankyousomu@city.kyoto.lg.jp

（メールの件名は「パブリック・コメント」としてください）



③ FAX 075-222-3426

④ 郵送 以下の住所までお送りください。

⑤ 持参 平日の午前8時45分から午後5時30分（正午～午後1時を除く）までの間に、 以下の提出先に御持参ください。

（御意見の取扱い）

- ・頂いた御意見は、意見募集の終了後、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、京都市公式ホームページ（京都市情報館）で公表します。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

提出・お問合せ先

京都市 環境政策局 環境企画部 環境総務課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3450 Mail kankyousomu@city.kyoto.lg.jp FAX 075-222-3426

令和8(2026)年1月
発行 京都市環境政策局
環境企画部環境総務課
075-222-3450
京都市印刷物第●●●●●号



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



各計画の位置付けについて

1 京都市環境基本計画2026-2030（次期計画案）

京都市環境基本条例（平成9（1997）年4月施行）第9条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び個別の分野の施策の大綱などを示す環境行政のマスタープランとして策定するものです。また、京都基本構想に基づき策定する分野別計画であるとともに、環境分野の個別計画（「京都市地球温暖化対策計画」、「京都市生物多様性プラン」、「京都市循環型社会推進基本計画（京・資源めぐるプラン）」等）の上位計画として施策の方向性を示すものです。

2 京都市地球温暖化対策計画2021-2030（中間見直し案）

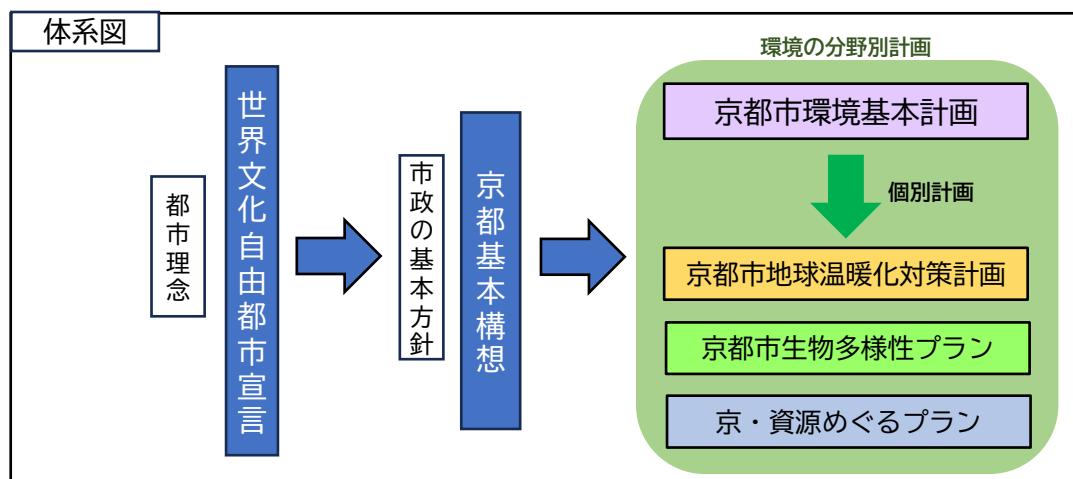
本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」、京都市地球温暖化対策条例第10条に規定する「地球温暖化対策計画」として策定しています。

3 京都市生物多様性プラン2021-2030（中間見直し案）

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づく、本市域における「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）として策定しています。

4 京・資源めぐるプラン2021-2030（中間見直し案）

本プランは、循環型社会の構築のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための「循環型社会推進基本計画」であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている「一般廃棄物処理基本計画」、食品ロス削減の推進に関する法律に規定される「食品ロス削減推進計画」として策定しています。



これまでの環境政策の実績について

市民・事業者の皆様の御協力の下、全国に先駆けた環境政策を実施し、ピーク時からのごみ半減の達成、エネルギー消費量3割削減といった成果をあげています。

また、脱炭素先行地域への選定（令和4年11月）、プラスチック製品の分別回収（令和5年4月～）をはじめ、「京エコロジーセンター」や「さすてな京都」などでの環境教育・学習に加え、生物多様性についても府市協働による「きょうと生物多様性センター」の設置（令和5年4月）により多様な主体による取組が進み、全体としては「自然との共生を楽しむ環境と調和した持続可能な社会」の実現に向け、着実に進みました。

■ 地球温暖化対策

- 温室効果ガス排出量は基準年度（2013年度）から27.6%削減（2023年度）。
- エネルギー消費量はピーク時（1997年度）から31.1%削減（2023年度）。
- 建築物への再エネ導入や大規模事業者から中小事業者までを対象とした排出量削減の取組をはじめ、市民・事業者の皆様の御理解と御協力の下、先駆的な施策に取り組んできたほか、国から脱炭素先行地域に選定され、文化遺産、商店街、住まい等の脱炭素転換を推進。

■生物多様性保全

- 京都府と協働で「きょうと生物多様性センター」を設置し、「収集」「利活用」「継承」をテーマに、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を推進。
- 「チマキザサの再生」をはじめ、「京都らしさ」を支える生きものや里地里山の保全等を推進（自然共生サイトへの認定：10件、約257ha）。
- 生きものの生息・生育や人の健康・安心安全を支える、水や大気は環境保全基準を概ね達成。

■資源循環

- ごみ量は、ピーク時から55%減少（平成12年度:82万トン→令和6年度:36.5万トン）。
- 他の指定都市に先駆けプラスチック製品の分別回収を開始するなど、分別・リサイクルの取組を推進。

社会背景について

国全体で本格化する人口減少社会への対応、環境分野については、国の環境基本計画で掲げられているウェルビーイングといった新しい視点のほか、世界的に増加傾向にある観光に伴う課題やプラスチック問題などへの対応が求められています。

また、脱炭素では、気候変動による影響の一層の顕在化・深刻化、生物多様性では、ネイチャーポジティブや30by30といった世界的目標、資源循環では、サーキュラーエコノミーといった新たな潮流への対応が求められています。

■地球温暖化対策

(1) 地球温暖化と気候危機

- ・世界気象機関（WMO）が、2011～2020年の10年間の世界の平均気温が1850年の観測開始以降で最高となり、単年ではあるものの2024年は1.55°C上昇し、初めて1.5°C超と公表
- ・京都市において、猛暑日が2023～2025年と3年間連続で記録更新（2025年：61日）

(2) 地球温暖化対策に関する国際的動向

- ・温暖化を1.5°C又は2°Cに抑えるために、この10年の間に全ての部門において急速かつ大幅な温室効果ガスの排出削減が必要であると、IPCC第6次評価報告書（2023年3月公表）にて示された。

(3) 地球温暖化対策に関する国の動向

- ・2025年2月に新たな地球温暖化対策計画が策定され、2050年ネット・ゼロに向けた中長期的な温室効果ガス削減目標を設定（2035年度：60%削減、2040年度：73%削減）

■生物多様性保全

(1) 昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択（令和4年12月）

- ・2030年に向けた世界的な目標を設定

(2) 生物多様性国家戦略2023-2030の策定（令和5年3月）

- ・2030年ネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と15個の状態目標・25個の行動目標を設定

(3) 地域生物多様性増進法の制定（令和6年5月）

- ・企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、基本方針の策定、当該活動計画の認定制度の創設、認定した活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等を措置

■資源循環

(1) 国家戦略としての循環経済の実現への動き

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）では、資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題であることや、循環経済への移行を国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決を目指すとされた。

(2) 廃棄物・資源循環分野における脱炭素化

- ・日本の温室効果ガス排出量の約36%は資源循環が排出削減に貢献できる余地があるとの国の試算もあり、2050年カーボンニュートラルに向けて、発生抑制や資源循環の推進による脱炭素化への貢献が期待されている。

京都市環境基本計画（2016-2025）が今年度末で計画期間を終えることから、次期計画の策定に向けて、これまでの実績や社会動向等を踏まえ、京都市環境審議会において議論するとともに、ワークショップ、市民対話会議を開催しました。

第1章 環境基本計画について

1 基本理念

◆ すべての人は「健全で恵み豊かな環境」を享受する権利を有し、将来の世代に継承していく責務を持つという考え方の下、市民・事業者・滞在者及び本市の取組により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを目的として、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 基本的事項（位置付け・計画期間）

- ◆ 今後の四半世紀を展望し市政の基本方針となる『京都基本構想』の下に位置付けられる分野別計画です。
- ◆ 環境分野の個別計画の上位計画として、環境の保全に関する長期的な目標及び個別分野の施策の大綱などを示す環境行政のマスターplanです。
- ◆ 観光や都市計画等、環境分野以外の他分野を切り口に、環境に資する行動変容や、地域の活性化につなげます。
- ◆ 計画期間は、持続可能な開発目標（SDGs）の目標年次であり、また、環境分野の個別計画が目標とする令和12（2030）年度までの5年間とします。

第2章 京都市が目指す将来像

1 目指す将来像

「京都基本構想」に合わせて京都市民がめざすまちの一つ「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」を、環境分野全体（脱炭素社会・自然共生社会・循環型社会）の2050年将来像として掲げます。

脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会、それぞれの課題は互いに関連しあっているので、別々に目指すのではなく、それらの諸課題を踏まえて、シナジー（お互いに良い影響となる相乗効果）を拡大し、トレードオフ（両立できず取り合いになる状態）を最小化できる施策を展開して同時に実現していくことが必要です。

2 環境行政の方針

◆ 基本方針

目指す将来像の実現に向け、ごみ収集運搬・適正処理や公害監視等の基幹的業務の維持や、脱炭素、生物多様性、資源循環の関連（シナジー・トレードオフ）を意識した一体的実施はもとより、環境分野にとらわれることのない他分野との連携による、環境・経済・社会の統合的な課題解決に向けて、進展するAI・テクノロジーの活用も含め、取り組みます。

→ 将来に向けた良好な環境の創出と共に、ウェルビーイング向上につなげる

「ウェルビーイング(well-being)」は身体的にも精神的にも健康な状態を指します。将来に向けた良好な環境の創出や、人と環境との良好な関わり（環境への前向きな取組）を進めることで、ウェルビーイングの向上につなげていきます。

3 環境指標

市民の実感度などをアンケートにより把握して評価を行う「主観的指標」、施策・取組の状況を客観的な数値により把握して評価を行う「客観的指標」（各分野の令和12（2030）年度目標値）を「環境指標」として設定し、主観・客観の両面から総合的な評価を行います。

◆主観的指標：ウェルビーイング向上も意識して、環境の実感や行動を把握します。

- ▶あなたには、日々の暮らしや余暇の中で自然を感じる機会がありますか。
- ▶あなたは、喫緊の環境問題に対して、将来世代のことも考えた環境の取組が進んでいると感じますか。
- ▶あなたには、楽しみながら前向きに取り組んでいる「環境によいこと」がありますか。など

◆客観的指標：環境分野の代表的な指標を、個別計画の中間見直しを踏まえて設定します。

- ▶温室効果ガス排出量（目標値：2013年度比46%以上削減）

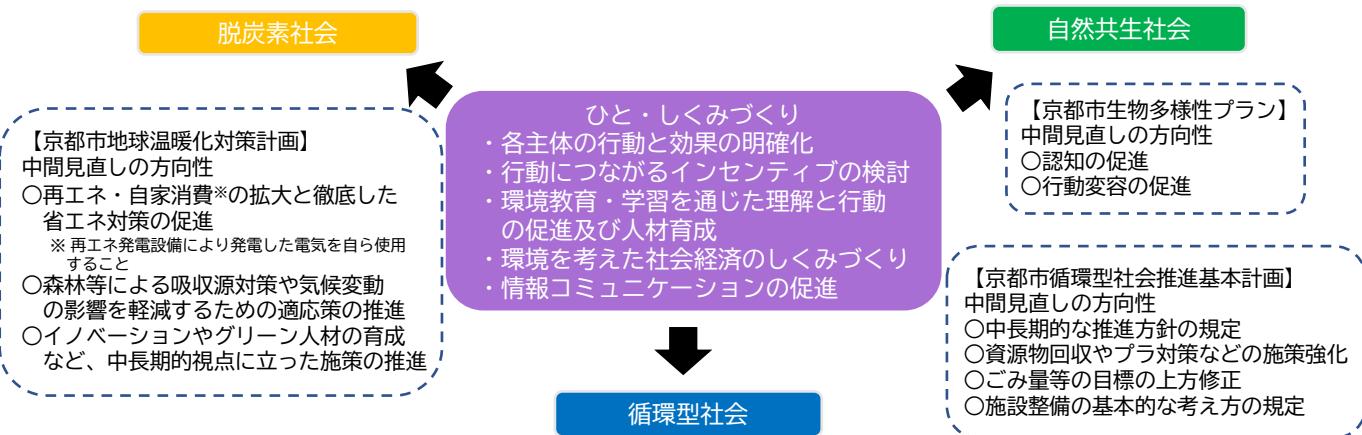
令和8年2月市会にて、京都市地球温暖化対策条例における温室効果ガス排出量の削減目標に係る改正案を提案する予定です。

- ▶ごみ焼却量・再生利用率（目標値：30万トン・39%）

- ▶自然共生サイト認定面積・件数（目標値：700ha、30件）など

第3章 施策体系

市民・事業者・行政・観光客等、各主体が協働して環境保全に取り組むための「ひと・しくみづくり」を積極的に進めることにより、「脱炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」の3分野の施策の更なる推進を図ります。



ひと・しくみづくり

各主体の行動と効果の明確化

市民、事業者、滞在者それぞれの具体的行動と効果を環境分野横断的に掲げる「主体別指針」を作成します。

脱炭素、自然共生、資源循環などに、別々ではなく横断的に取り組んでいただける行動を掲げシナジーの拡大を目指します。

環境機能の向上とトレードオフ最小化を目指し、まず環境機能の内容(CO2吸収・生物多様性など)を明確化します。

行動につながるインセンティブの検討

市民であれば楽しみながら、事業者であれば事業発展につながるなど、前向きに取り組んでいただくための「行動につながるインセンティブ」の検討を、環境分野にとらわれることのない連携により進めます。

環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成

環境教育・学習の機会の充実に向け、「環境教育・学習指針」の改定も視野に入れ、取組を進めます。

環境を考えた社会経済のしくみづくり

サーキュラーエコノミー、エシカル消費、地産地消などの消費生活・経済活動を通じたしくみづくり、環境機能の向上に向けたしくみづくりを進めます。

情報コミュニケーションの促進

環境問題に取り組む必要性や、取組の効果、動機づけとなる情報を市民・事業者に届けます。あわせて、各主体による情報発信を促進するとともに、ラウンドテーブルやワークショップ等、直接、各主体がやり取りできるしくみづくりを進めます。

第4章 計画の推進

- ▶環境マネジメントの考え方に基づき、P D C Aサイクルによる進行管理を実施します。
毎年、市民アンケートなどを行い、環境指標により計画の進行状況を把握し、点検・評価を行ったうえで、京都市環境審議会に報告し、年次報告書を作成します。
- ▶進行管理の過程において、市民等との将来像・課題の共有などの参加の仕組みを充実させていきます。

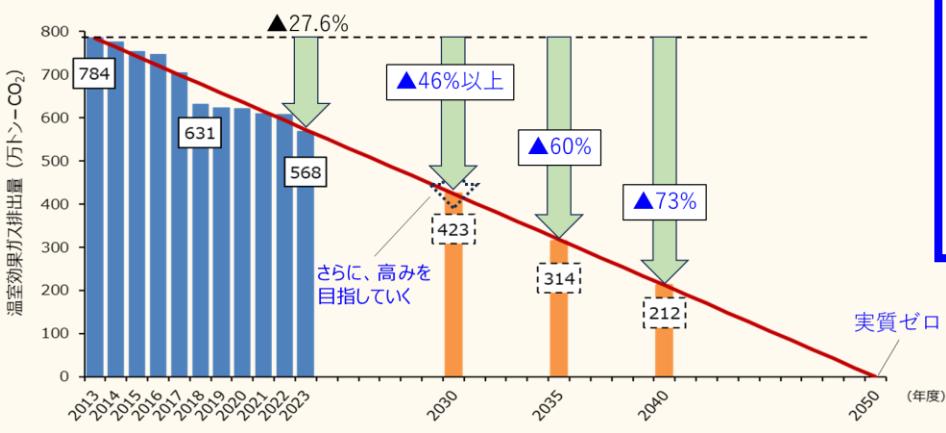
地球温暖化対策の見直し

京都市地球温暖化対策条例（改正案）/京都市地球温暖化対策計画2021-2030（中間見直し案）

- ◆ 気候変動による影響が一層顕在化・深刻化し、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。京都市の地球温暖化対策は、現計画策定から5年が経過し、その後の社会情勢の変化などを踏まえて対策を進化させていくことが重要です。
- ◆ 京都市は、**京都議定書誕生の地**として、全国で初となる地球温暖化対策に特化した条例を制定し、他の自治体にはない義務規定をはじめ、**市民・事業者の御理解と御協力の下、様々な施策に取り組んできた**結果、温室効果ガス排出量は、着実に減少してきています（2023年度：2013年度比27.6%減少）。しかしながら、**近年、削減ペースが鈍化傾向**にあり、2030年度まで残り5年程度となる中、**目標の達成に向け、引き続き、一層の削減を図っていく必要があります。**
- ⇒ 上記の状況や国の動向を踏まえ、「悠久の自然との共生の中で育んできた生活様式・文化様式や知恵、新たな技術を融合し、脱炭素が、生活の質の向上、持続的な経済発展と共に実現されている『将来の世代が夢を描ける豊かな京都』」の実現に向け、条例について削減目標に係る改正案の市会への提案を、計画について主に削減目標及び取組の強化・拡充に係る改定を予定しています。

主な見直しポイント1 温室効果ガス排出量の削減目標

- ◆ 2030年度目標について、1.5℃目標の達成に向けて、できるだけ早期の削減を図ることを目指し、「2030年度46%削減」から「**2030年度46%以上削減**」とし、46%削減を着実に達成し、さらに高みを目指していくこととします。
- ◆ また、2030年度以降についても、**2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）**に向け、**たまらず削減を進めていくための、直線的な経路として、2035年度60%削減、2040年度73%削減**を新たに設定します。



<条例改正案>

- ・2030年度削減目標を「46%以上」（現行規定：40%以上）に引き上げ
- ・2035年度削減目標「60%削減」及び2040年度削減目標「73%削減」を新たに設定
- ・2050年削減目標の対象を「二酸化炭素」から「温室効果ガス」に変更

【基準年度】2013年度

【削減対象】

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFCS、PFCS、SF6、NF3）

なお、目標に対する進捗の状況や、施策の取組状況などについて、点検、評価、公表を行います。

主な見直しポイント2 取組の強化・拡充

- ◆ 現計画策定時からの温室効果ガス排出量の削減状況を踏まえ、2030年度目標の達成に向け、引き続き、ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの**4つの分野における幅広い取組**を進め、特に、**再エネ（再生可能エネルギー）・自家消費※の拡大と徹底した省エネ対策の促進**を図ります。あわせて、森林等の二酸化炭素の吸收源対策や、気候変動の影響を軽減するための**適応策**を進めます。

※ 再エネ発電設備により発電した電気を自ら使用すること

- ◆ また、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、**イノベーションやグリーン人材の育成**など、現時点から検討し、取り組むべき施策を推進していきます。

再エネやその自家消費、省エネの取組って
どんなことをすればいいんだろう？



ライフスタイルの転換

- ★市民・事業者・行政等多様な主体による多様な分野での連携促進
- ★関心が高くない・行動変容に至っていない層への積極的なアプローチ及び行動の促進
- ★ZEH等の普及促進（脱炭素仕様の住宅街区の創出等）
- ★省エネ・再エネの一体的な情報発信と相談対応の強化
- ★省エネ家電・給湯器などへの買換えの促進
 - ・エコ学区をはじめコミュニティ単位の取組の支援
 - ・2R促進、エシカル消費の普及推進
 - ・環境問題への学びの機会の充実、環境学習施設の活用
 - ・環境保全活動を推進するグリーン人材の育成
 - ・環境保全活動団体や事業者、大学等と連携した調査・研究・社会実験の実施

ビジネスの転換

- ★中小事業者のエネルギー消費量等報告書制度の充実、支援の実施
- ★ZEB化の推進
- ★サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行促進
- ★環境や自然をテーマにしたサステナブルツーリズムの推進
 - ・大規模排出事業者の削減計画書制度の充実による取組促進
 - ・サプライチェーンの脱炭素化促進
 - ・GX・脱炭素経営の担い手等の育成
 - ・中小事業者等の脱炭素経営の支援
 - ・環境・エネルギー分野におけるイノベーションの促進、スタートアップ企業の支援

エネルギーの転換

- ★太陽光発電設備や蓄電池等の導入に対する補助
(自家消費拡大や防災力強化のための蓄電池等との一体的な導入促進)
- ★太陽光発電設備等の導入促進に向けた基盤整備
(導入検討者と販売・施工業者等とのマッチング支援)
- ★ペロブスカイト太陽電池等の早期実装化の調査・支援
- ★再エネ電気の情報発信の充実、再エネ設備導入と合わせた切替えの推進
- ★再エネの主力電源化に向けた対話や働きかけ
- ★エネルギー供給事業者との連携による需要側の温室効果ガス排出削減
 - ・再エネ設備に関する導入義務、建築士の説明義務
 - ・地域等での分散型エネルギーシステムの構築に向けた調査・研究

モビリティの転換

- ★自転車交通の役割拡大
- ★商用車をはじめとする次世代自動車の導入促進
- ★EV充電設備の設置促進
 - ・市バス・地下鉄の利便性の更なる向上
 - ・歩行者優先の魅力的なまちづくりの推進
 - ・次世代自動車の多面的な機能の周知啓発・情報発信の充実
 - ・エコドライブ実施者の拡大
 - ・自動運転技術等の新たな交通システムの取組の推進、都市交通の脱化石燃料化に向けた研究

森林・農地等の吸収源対策

- ★健全な森林の維持（森林経営管理制度に基づく森林整備の推進）
- ★ウッド・チエンジ※による木材利用等の促進
- ★緑の保全、量と質の充実
 - ・担い手の育成・確保に向けた取組推進、グリーンツーリズムの推進
 - ・農地の多面的な機能の発揮、環境に配慮した農業の推進
 - ・地産地消や京の食文化の推進
 - ※ 身の回りのものを木に変えるなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチエンジする行動

適応策

市民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、長期的な視点に立って対策の充実を図り、気候変動に適応するまちづくりを推進。

また、京都気候変動適応センターの知見の活用、NbS※に沿った対策の推進。

※ 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決につなげる考え方

<自然災害>

- ・災害関連情報の発信、災害リスク情報の提供・啓発
- ・農地の保全、森林の整備

<健康・都市生活>

- ★熱中症特別警戒アラート発表時の情報発信
- ★クーリングシェルターの指定拡大
 - ・街路樹や緑地の整備

<自然生態系>

- ★生きものむすぶ・みんなのミュージアム等を通じた幅広い層への情報発信
- ★自然共生サイトへの認定促進

例えば家庭では、

屋根に太陽光パネルを設置して、省エネなエアコンと冷蔵庫に買い換えると2030年度までに必要なCO₂量※を削減できるんだ。



現行プランの進捗状況や表出してきた課題、プラン策定後の社会動向（P 3参照）等を踏まえ、京都市環境審議会生物多様性保全検討部会において、課題解決に向けた取組の積上げや評価指標の見直し等について議論してきました。

プランが目指す将来像

緑豊かな山々や、鴨川や桂川をはじめとする清流の恵みを受けながら、鮮やかに季節が移ろう京都は、自然と共生する暮らしの中で多様な文化を形成してきました。

また、京料理に用いる川魚やタケノコ、社寺の庭園の借景など、自然からの恵みは、衣食住をはじめとする私たちの暮らしを支え、その営みが、多様な生きものが息づく里地里山を形成してきました。

本プランでは、自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」を目指しています。

現行プランの進捗状況

基盤となる取組に加え、市民・事業者等における認知・行動変容の促進に向けた施策を推進してきました。

認知の促進

- ▶ 活動交流会やきょうと☆いきものフェス！、企業向けセミナーの開催
- ▶ 市立小学校において自然観察会を支援する「地域生きものの探偵団」の推進
- ▶ 民間企業等や環境学習施設との連携による環境学習の機会の創出



地域生きものの探偵団

行動変容

- ▶ 「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」による活動団体の支援
- ▶ 「きょうと生物多様性センター」における市民・事業者等のコーディネート
- ▶ 市が関わる取組や保全団体等へ自然共生サイト認定促進（R6 10件認定（累計））



協定に基づく協働での保全活動

基盤となる取組

- ▶ 多様な主体と協働した森里街川の保全活動の推進
- ▶ 「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」による保全活動の推進
- ▶ 特定外来生物をはじめとした侵略的外来生物の防除

これらの取組により、活動を支援する体制整備や実践の機会の創出を推進し、「積極的に活動している人」の掘起こしや後押しが進み、全体として「自然共生社会」の実現に向け、着実に進捗しました。

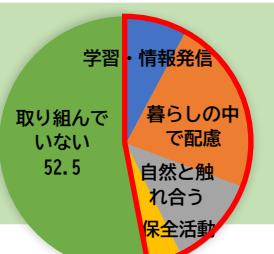
表してきた課題

認知の促進

参加者が自然や生きものに興味がある層に偏り、学生や観光客をはじめとした幅広い方々に浸透するまでには至っていない

- 要因**
- ▶ 「生物多様性のために活動している団体等」の紹介や交流する場づくりなど、「生物多様性」を主題とした情報発信や支援にとどまっている
 - ▶ 子どもをはじめとした幅広い層の「原体験※」を得る機会が不足

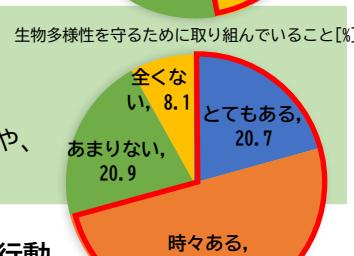
※自然の面白さ、不思議などを感じ、記憶に残るような体験



行動変容の促進

「生物多様性を守るために取り組んでいる人」が5割であり、「自然を身近に感じる機会がある人」の7割と大きく乖離があるなど、あらゆる方々が行動する状態には至っていない

- 要因**
- ▶ 「認知し、行動したいものの、できない人」を後押しするきっかけづくりや、「行動する必要性を感じていない人」が気付く機会の創出が不足



▶ 上記のとおり学生や観光客等をはじめとした幅広い層への認知促進や、企業等の行動する状態に至っていない層へのきっかけの創出など現行プランの課題に対応するため、各行政分野との融合による施策の積上げが必要です。

▶ 現行プランは世界目標や国家戦略等の基本的な考え方と一致しており、プランの構成や2030年度目標等、骨格部分は据置きとしますが、国内外の新たな動向に係る情報の更新や本市上位計画等との整合が必要です。

自然を身近に感じる機会[%]

出典：令和6年度京都市環境基本計画市民アンケート調査

Point 01 課題解決に向けた取組

前述の課題解決に向けて、以下取組を推進します。（主なものを抜粋しています。）

▶ 「生きものむすび・みんなのミュージアム」の構築 新規

：市民・事業者・観光客などの参加により、京都の自然の素晴らしさを感じ、発見し、愛着を深める仕掛けを創設し、新たな層の巻込みを推進



きょうと☆いきものフェス！

▶ 「きょうと☆いきものフェス」や企業向けセミナーの開催 充実

：きょうと生物多様性センターによる、生物多様性に係るイベントやセミナーの開催により、幅広い層への情報発信や経営層への働き掛けを推進

▶ 生物多様性の視点を持つガイドを養成する仕組みの創設 充実

：養成講座やモデルツアーの実施により、生物多様性の視点を持った観光ガイドや観光事業者の拡大を促進

▶ 「地域生きもの探偵団」の発展 充実

：生きものに関心のある学校への個別周知や教員の自主研修会での周知、経験に応じた支援体制の拡充など、自然観察会を体験できる学校を拡大。また、事業対象を拡大し、町内会など地域の方々が自然に触れ、「原体験」を得る機会の創出を支援

▶ 市内の企業等と連携し、京都ゆかりの植物の持続可能な供給 新規

：京都ゆかり植物の供給に関わる関係者と連携し、供給体制の構築に向けた現状や課題の確認、要因の分析、解決策の検討を行い、京都ゆかりの植物の持続可能な供給体制を構築



企業緑地における和の花の活用事例（日新電機株）

▶ 生物多様性に配慮した緑化に係る優良事例集の作成・運用 新規

：企業や公共工事等における生物多様性への配慮促進に向け、府内関係部署や事業者と連携し、緑化に係る事例集を作成し、運用

▶ 生物多様性に係る現状の継続的かつ効果的な把握 充実

：研究者や保全団体等と協力し、市内の生物多様性の現状把握を進め、優先的に保全すべき地域・動植物の見える化等、行動を起こすきっかけを創出

▶ 公共調達・公共事業における配慮の具体化や森林・農地における生物多様性保全の枠組みづくり 充実

：環境保全型農業に取り組む農地において、農林水産業と環境の流域連携の取組を支援し、当該農産物のブランド化を推進

上記認知・行動変容の促進により、以下基盤の取組を強化します。

▶ 「推進プロジェクト」の更なる推進

：「チマキザサ再生委員会」と協働した花脊地域におけるチマキザサの再生や「京都伝統文化の森推進協議会」と協働した東山等における生物多様性豊かな森づくりなどを推進



清水山における生物多様性豊かな森づくり

▶ 民間企業等と連携した生物多様性保全の推進

：市民との協働による生物多様性に配慮した庭づくりや生息域外保全を行う希少種の苗の育成等、武田薬品工業㈱京都薬用植物園をはじめ、民間企業等と連携した取組の推進

▶ 特定外来生物の防除・定着防止

：市民や事業者、府内関係部署等と協働した防除を推進

Point 02 評価指標

▶ 自然共生サイトの認定面積・件数

：生物多様性の保全・再生や持続可能な利用ができる場所や取組が増えている状態を客観的に評価

▶ 「京都の身近な自然環境が守られ、受け継がれている」と思う市民の割合

：生物多様性の保全・再生や持続可能な利用の取組や、それを支える取組が拡大し、市民が体感できている状態を主観的に評価

▶ 生物多様性の状態を表す生きものの生息状況

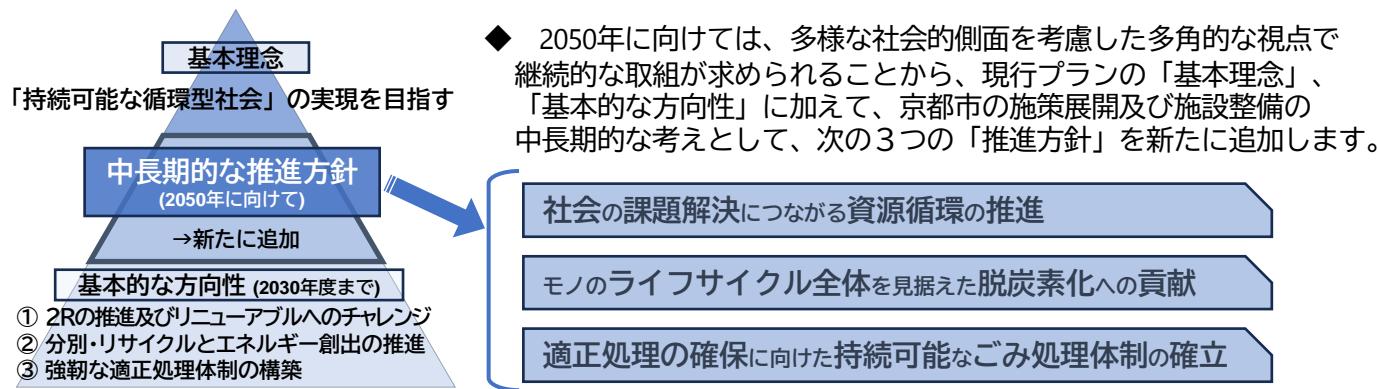
：森・里・街・川の各エリアで多様な生きものをモニタリングし、実質的な生物多様性の向上を客観的に評価

プランの中間見直しに当たり、プラン前半期の実績やプラン策定後の社会動向（P 3 参照）等を踏まえ、京都市廃棄物減量等推進審議会において、方針の追加、強化する施策、指標の見直し、ごみ処理施設の整備等について議論いただきました。

プラン前半期の進捗状況

- ◆ 現在のプランでは、持続可能な循環型社会の実現を目指して、これまでの「ごみ減量」に加えて、プラスチックごみ対策をはじめとした「資源循環」により重点を置き、多様な視点の指標を設け、取組を進めきました。
- ◆ プラン前半期の実績として、市民や事業者の皆様の御理解・御尽力により、ごみ量や食品ロス排出量は、令和12年度までの目標を前倒し達成又は達成目前と大きな成果が出ています。一方で、ペットボトルやレジ袋などの使い捨てプラスチックの削減、プラスチックや食品廃棄物の分別・リサイクルなどの個別の視点では目標達成に向けて施策の強化が必要です（Point03参照）。

Point 01 「持続可能な循環型社会の実現に向けた中長期的な推進方針」を新たに追加



Point 02 強化する主な施策

“まず2R+リニューアブルを推進したうえで、分別・リサイクルを推進していく”という現行プランの「基本的な方向性」の下、発生抑制などの既存施策を推進・徹底したうえで、次の強化策を実施していきます。

資源物回収の強化

- ▶ 市民の方が利用しやすい資源物回収拠点を充実
(多品目が回収対象、土日利用可、自動車での搬入可など)
- ▶ 民間事業者と連携したリユース拠点を設置し、家具・家電・寝具などの循環利用を促進
- ▶ クリーンセンター内にストックヤードを整備し、市が受け入れたごみをリサイクルへ



上京リサイクルステーション
(利用しやすい資源物回収拠点のイメージ)

生ごみ（食品廃棄物）対策

- ▶ 食品ロス削減に向けた市民の方の具体的な行動の促進
- ▶ 家庭系・事業系生ごみのバイオガス化の検討、研究
- ▶ 事業系生ごみの民間施設での食品リサイクル促進策を検討



南部クリーンセンターのバイオガス化施設

プラスチック・衣類対策の強化

- ▶ 市民・事業者の方への具体的行動の提示、対話の促進等による機運醸成
- ▶ プラスチック発生抑制策として、包装削減やリユース容器利用などを促進
- ▶ 原料調達・製造段階での環境負荷が大きい衣類対策として、回収体制と地域内リユースの充実
- ▶ 資源物の分別促進のための周知啓発の強化



リユース容器のイメージ

長寿社会の進展への対応

- ごみ出しが困難な高齢者への支援の充実

リチウムイオン電池対策

- 出し方の周知徹底、施設の消火設備増強、拠点回収の充実等

観光ごみへの対応

- 事業者を通じた観光客への食品ロス削減・分別排出の呼びかけ
- 散乱ごみ対策として、地域や事業者との連携による地域の実情に応じた取組の充実等

Point 03 指標の見直し

プラン前半期の進捗状況を踏まえ、今後の社会変化要因、主な施策の効果を見込み、指標とその目標の見直しを行います。

分類	指標	R1年度 基準年	R6年度 最新年	R12年度 目標(現行)	R12年度 目標(改定案)
ごみ量	市受入量	40.9万t	36.5万t	37万t	34万t
	ごみ焼却量	38.2万t	33.0万t	33万t	30万t
	市最終処分量	5.1万t	4.3万t	4.4万t	4.0万t
2 R	食品ロス排出量	6.1万t	4.7万t	4.6万t	4.0万t
	使い捨てプラスチック排出量(家庭)	3.17万t	2.94万t	—	2.66万t 
	レジ袋使用量(家庭)	2,500t	1,200t	400t	
	ペットボトル排出量(家庭)	3,400t	3,400t	1,600t	
リニューアブル	バイオプラスチック製容器包装排出割合(レジ袋)	—	37%	(モニタリングを継続)	
分別・リサイクルエネルギー創出適正処理	プラスチックごみ分別実施率(家庭)	46%	48%*	60%	
	食品廃棄物リサイクル率(事業)	19%	25%*	36%	
	再生利用率	31%	34% (R5年度)	39%	
脱炭素	廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量	16.1万t (H25年度)	14.0万t (R5年度)	11.3万t	

上方修正

新規設定

ピーク時(H17)
3.66万tから
1万t削減(▲27%)

現行目標
を維持

* 速報値

このほか、「強化する主な施策」に掲げている「資源物回収の強化」や「リチウムイオン電池対策」について、進捗状況をモニタリングするための指標を設定します。

Point 04 ごみ処理施設の整備・運営

◆ 本市のごみ処理施設の現状

本市では、資源ごみを様々なリサイクル施設で再資源化し、また、資源化できない燃やすごみ等は市内3か所のクリーンセンターで焼却により衛生的に処理し、発電によるエネルギー回収を行った後、焼却灰を東部山間埋立処分地等で埋め立てています。

この3か所のクリーンセンターのうち、最も古い東北部クリーンセンターが令和18年度末頃に耐用年限を迎えるため、その後継施設の整備が必要となっています。

◆ 施設整備の基本的な考え方

持続可能な循環型社会の実現に向けた中長期的な推進方針(Point 01)に基づき、資源循環・脱炭素化の推進と持続可能なごみ処理体制の確立の観点から、本市における今後のごみ処理施設整備の検討の基盤となる考え方を定めます。

◆ 次期クリーンセンターの整備及びごみ処理の広域化・集約化

東北部クリーンセンターの後継施設については、旧西部クリーンセンターの敷地を建設候補地として、「施設整備の基本的な考え方」に基づき、立地条件等を踏まえながら整備内容を検討します。

また、トータルコストの削減や発電効率の上昇に伴うCO₂削減等の観点から、次期クリーンセンターにおけるごみ処理の広域化・集約化に向けて、亀岡市と協議・検討を進めています。

意見募集用紙

いただいた御意見は、意見募集の終了後、御意見の概要を取りまとめ、京都市公式ホームページ(京都市情報館)で公表します。御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

宛先 FAX 075-222-3426 (京都市 環境政策局 環境企画部 環境総務課)

この用紙を郵送又はFAX用紙として御利用ください。その他の用紙でも結構です。
右の二次元コード、又は、京都市公式ホームページ(京都市情報館)の「意見募集
フォーム」からも御回答いただけます。



【御意見記入欄】

下記の中から御意見をいただける計画・条例についてチェックをお願いいたします。（複数選択可）

- 京都市環境基本計画2026-2030
- 地球温暖化対策の見直し（京都市地球温暖化対策条例／京都市地球温暖化対策計画2021-2030）
- 京都市生物多様性プラン2021-2030
- 京・資源めぐるプラン2021-2030

御意見を取りまとめる際の参考といたしますので、
差支えなければ該当する項目に○をつけてください。

<年齢>

- ① 20歳未満 ② 20歳代 ③ 30歳代 ④ 40歳代 ⑤ 50歳代 ⑥ 60歳代 ⑦ 70歳以上

<住所>

- ① 京都市内在住（　　区） ② 京都市内に通勤・通学（市外在住） ③ ②以外の京都市外在住